

茅ヶ崎市景観計画 期末報告書

平成29年7月

茅ヶ崎市

目 次

1	報告書について	3
1-1	概要	4
1-2	構成	5
1-3	前期（H20～H22）評価時の景観まちづくり審議会による今後の展開に関する意見一覧	10
2	実施事業評価	13
2-1	地区等の指定	
1)	特別景観まちづくり地区	16
2)	景観重要公共施設	17
3)	景観重要建造物	18
4)	景観重要樹木	19
2-2	景観計画運用事業	
1)	景観模擬実験	20
2)	景観チェックシート	21
3)	景観まちづくりアドバイザー	22
4)	ちがさき景観資源	23
5)	表彰、支援	24
6)	地区指定表示板設置	25
7)	茅ヶ崎市公共サインガイドライン	26
2-3	推進体制	
1)	景観まちづくり協議会、景観整備機構、（仮称）まちづくりセンター	27
2-4	条例整備	
1)	茅ヶ崎市景観条例	28
2)	（仮称）茅ヶ崎市屋外広告物条例	29
3	満足度評価（市民アンケート）	31
3-1	景観への満足度	33
3-2	景観への関心	33
3-3	緑化活動、美化活動、勉強会への参加意欲	34
4	景観ポイントの定点観測	35
1)	芹沢・県立茅ヶ崎里山公園周辺	39
2)	堤・浄見寺周辺	40
3)	松風台	41
4)	鳥井戸橋・鶴嶺八幡宮	42
5)	鉄砲道沿道	43
6)	菱沼海岸	44

5	実施事業に対する景観まちづくり審議会による答申	45
1)	特別景観まちづくり地区	47
2)	景観重要公共施設	48
3)	景観重要建造物	49
4)	景観重要樹木	50
5)	景観計画運用事業	51
6)	推進体制	52
7)	条例整備	53

1 報告書について

1 報告書について

1-1 概要

茅ヶ崎市景観計画（計画期間：平成20年～平成29年、以下「景観計画」とする。）では、景観まちづくりの目標の達成度を測るために、景観計画P8-9、10に示した事業計画について、計画（Plan）⇒実施（Do）⇒評価（Check）⇒改善（Action）のPDCAサイクルを確立させ、計画の進行管理を行うことが位置付けられています。

本報告書は、景観計画に位置付けられた事業について、進捗状況を評価し、とりまとめたものです。

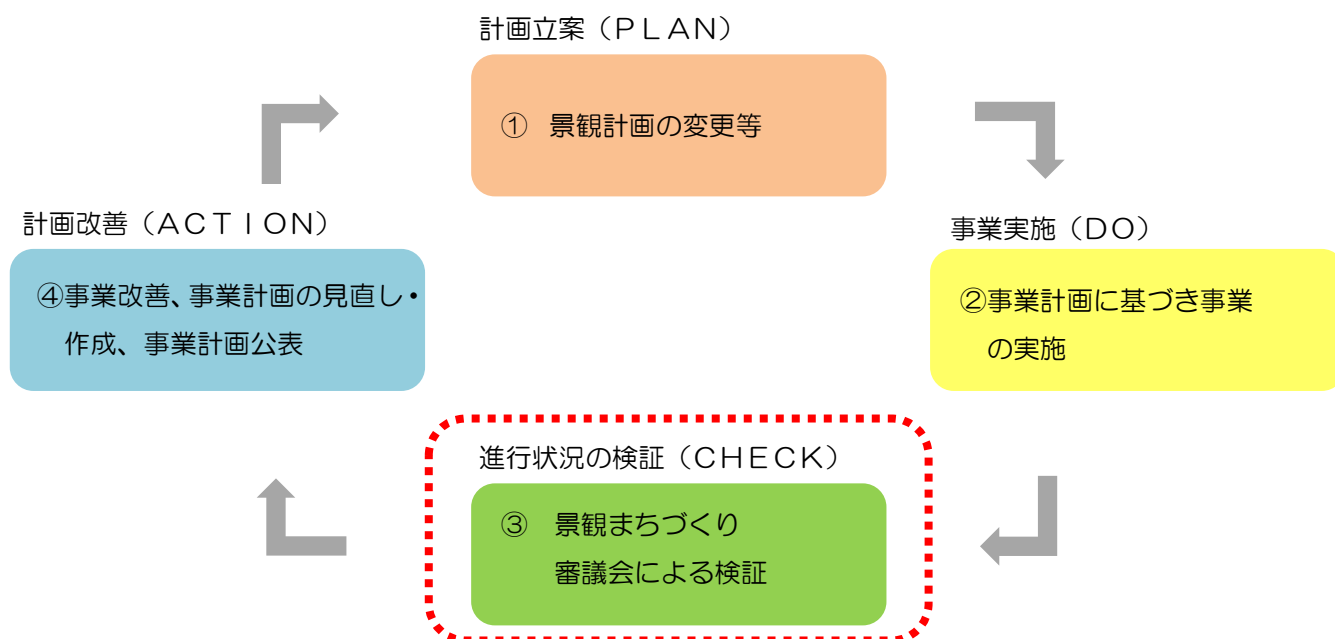


図1 進行管理の仕組み

1-2 構成

期末評価は、市内部による検証と景観まちづくり審議会による検証の2段階を経て行います。

まず、市内部で、景観計画のスケジュールにあるように、「地区等の指定」、「景観計画運用事業」、「推進体制」、「条例整備」と10年間で行うとした具体的な実施事業の進捗確認に加え、景観ポイントや満足度調査など、まち景観や市民の方の意識の経年変化を検証します。

そのうえで、実施事業に対して、景観まちづくり審議会による答申を受け、本報告書とします。

1) 実施事業評価

スケジュールに基づき10年間で行うとした「地区等の指定」、「景観計画運用事業」、「推進体制」、「条例整備」の4つの分類にある25事業を対象に、事業の取り組み状況を検証します。

表1 景観計画のスケジュールメニュー（景観計画P8-9、10より）

メニュー		前期(H20～H22)	中期(H23～H25)	後期(H26～H29)	
地区等の指定	特別景観まちづくり地区	茅ヶ崎駅北口周辺地区	指定	周知	
		茅ヶ崎海岸・漁港周辺地区	指定	周知	
		茅ヶ崎駅南口周辺地区		必要に応じて指定	
		辻堂駅西口周辺地区		指定 周知	
		浜見平地区	指定	周知	
		香川駅周辺地区		事業計画との整合性を図りながら指定	
	景観重要公共施設	道路（下記以外）	地域ごとに指定	必要に応じて順次指定	
		国道134号 県道茅ヶ崎停車場、同丸子中山茅ヶ崎 国道1号 市道0210号線* 市道1673号線* 市道1675号線*	指定		
		市道0203号線*の一部 市道2244号線* 市道5634号線* 市道0202号線*の一部			協議が整い次第順次指定
		相模川			河川整備計画策定後、協議が整い次第指定
		小出川			
		千ノ川			
		駒寄川			
		公園（下記以外）	地域ごとに指定	必要に応じて順次指定	
		中央公園	指定		
		県立茅ヶ崎里山公園		完成後、協議が整い次第順次指定	
		茅ヶ崎海岸	指定		
		茅ヶ崎漁港	指定		
景観重要建造物	抽出～所有者同意が整い次第随時指定		周知・啓発		
景観重要樹木	抽出～所有者同意が整い次第随時指定		周知・啓発		

メニュー		前期(H20～H22)	中期(H23～H25)	後期(H26～H29)
景観計画運用事業	景観まちづくりアドバイザー	見直しにより、景観計画施行時から運用		
			大規模土地利用に対するアドバイス	
	ちがさき景観資源		指定	周知
	表彰、支援	見直しにより、景観計画施行時から運用		
	地区指定標示板設置	指定時に設置		
推進体制	茅ヶ崎市公共サインガイドライン		検討	策定 運用
	景観協議会		必要に応じて設立	
	景観整備機構		事業者団体、市民団体等の状況に応じて指定	
	(仮称)景観まちづくりセンター	仕組み・機能の検討		市民ニーズの醸成
		(仮称)景観まちづくりセンターの設立		
条例整備	茅ヶ崎市景観条例	公布（H20.7）	景観計画の見直し等にあわせ改正	
			条例の周知・徹底	
	(仮称)茅ヶ崎市屋外広告物条例	整理・検討	市条例制定・施行	条例の周知・徹底
評価・更新	景観ポイントの定点観測	情報の蓄積	数年ごとに観測・更新	
	市民満足度調査		数年ごとにアンケート調査等実施	
	茅ヶ崎市景観計画の更新	随時(H24 中間評価、H29 全体評価)		
				次期景観計画の検討

景観計画運用事業	景観模範実験	景観計画施行時から運用
	景観チェックシート	景観計画施行時から運用

2) 満足度評価（市民アンケート）

景観の評価は個人の価値観に基づく心理的な要素が主となるので、景観自体を定量的に評価することは難しいといえます。景観計画では「茅ヶ崎市の景観について市民がどのように感じているか、市政アンケート等を活用して時系列的に計り、その数値を景観まちづくりの目標値設定に活用し、景観に対する満足度評価」を行うことが位置付けられています。

満足度評価（市民アンケート）では、景観計画で景観まちづくりの評価指標として位置付けられている「景観に対する満足度」、「景観に関心がある／ある程度関心がある人の割合」、「緑化活動、美化活動、勉強会への参加意欲」の3項目について、市民を対象にしたアンケート調査を実施し、景観に対する市民の意識の変化を確認します。

表2 景観計画で位置付けられた景観まちづくりの評価指標及び目標

評価指標	目標値（H29年度 ^{※2} ）
景観に「満足している/どちらかという満足している」人の割合 ^{※1}	- ^{※1}
景観に「関心がある/ある程度関心がある」人の割合	H18年度値 (86.4%)を維持
緑化活動、美化活動、勉強会への参加意欲 「参加したい」人の割合	10%以上
景観阻害要因「ゴミ・落書き」「放置自転車」「乱立した広告・看板」	5%以上の減少

※¹景観に「満足している/どちらかという満足している」人の割合は、景観計画で景観まちづくりの評価指標としては設定されていないが、景観計画の本文で「満足度評価を行う」ことが位置付けられているため、本報告書での評価指標として追加しました。そのため目標値の設定がありません。

※²目標値は平成29年度の値を評価することとしていましたが、次期景観計画改定にこの評価結果を反映させるため、前倒しで平成28年度時点で把握している数値を用いて評価を行います。

3) 景観ポイントの定点観測

景観計画では「各景観ゾーンに設けた景観ポイントを景観まちづくりの評価地点として位置付け、ポイントごとに1箇所以上の写真撮影を行い、定点観測により景観の経年変化を評価」すると共に、「各ポイント景観形成方針に基づき、その達成度を視覚的に判断するとともに、成果に至るまでの市民・事業者・行政の取り組みを整理」することを位置付けています。

景観ポイントの定点観測では、各景観ポイント（全27箇所）における市民、事業者、行政による活動を整理するとともに、それらの活動により景観に変化の生じた箇所については、景観計画施行時（平成20年）の写真と平成28年時点の写真の比較を行い、景観ポイントごとの景観形成方針の達成度を把握します。

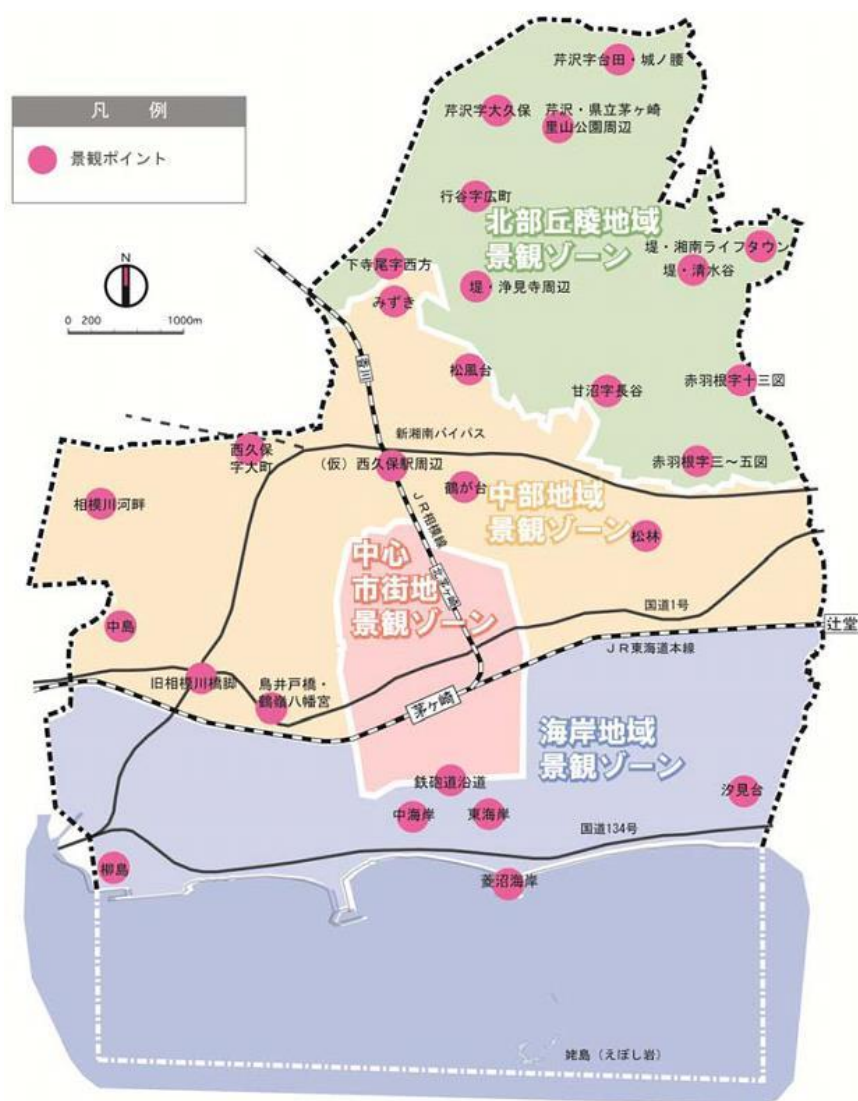


図 2 景観ポイントの位置（景観計画 P2-4 より）

※景観ポイント：景観ゾーンや景観ベルトに包含され、ゾーンやベルトの特質をよく表している特徴的な地点

表 3 景観ポイントごとの景観形成方針

	景観ポイント	景観形成方針		景観ポイント	景観形成方針
北部丘陵地域景観ゾーン	芹沢字台田・城ノ腰	谷戸の自然全体の保全	中部地域景観ゾーン	西久保字大町	水辺を中心としたみどりに囲まれた景観の形成
	芹沢・県立茅ヶ崎里山公園周辺	みどりの自然拠点としての景観の保全と創出		鶴が台	成熟したみどりとともにある住宅地景観の形成
	芹沢字大久保	文教福祉施設と調和した自然景観の形成		松林	市街地と一体となった田園景観の形成
	行谷字広町	田園と水辺を活かしたみどりの景観の形成		旧相模川橋脚	水辺の環境を活かした歴史文化ポイントの景観の形成
	下寺尾字西方	歴史的な景観要素を活かしたみどりの景観の形成		鳥井戸橋・鶴嶺八幡宮	茅ヶ崎の歴史文化を活かした景観の再生
	堤・浄見寺周辺	田園緑地を活かしたみどりの景観の形成		相模川河畔	みどり豊かな水辺景観の形成
	堤・清水谷	市民の森を活かしたみどりの景観の形成		中島	農地の保全と眺望に配慮した景観の形成
	堤・湘南ライフタウン	成熟した住宅地の景観の形成	海岸地域景観ゾーン	中海岸	公園と一体となったレクリエーション・防災に役立つみどりの景観の形成
	赤羽根字十三図	多様なみどりの自然景観の形成		東海岸	既存のみどりや建物を活かした旧別荘地らしい住宅地の景観の形成
	甘沼字長谷	みどりの自然拠点としての景観の形成		鉄砲道沿道	散策やサイクリングが楽しくできるおしゃれな沿道の景観の形成
	赤羽根字三～五図	斜面緑地を活かしたみどりの景観の形成		汐見台	公園と一体となったみどりの景観の形成
中部地域景観ゾーン	みずき	水辺や緑道を活かした明るい住宅地景観の形成		柳島	環境緑地の創出によるみどりの景観の形成
	松風台	丘陵地のみどりと調和した住宅地景観の質の維持		菱沼海岸	自然環境再生・景観の修復
	(仮) 西久保駅周辺	みどり豊かで落ちつきある駅前景観の形成			

4)実施事業に対する景観まちづくり審議会による答申

実施事業に対する景観まちづくり審議会による答申では、市による「茅ヶ崎市景観計画実施事業評価」を踏まえ、茅ヶ崎市景観まちづくり審議会が景観計画P 8・9、10の茅ヶ崎市景観計画に位置付けられた事業のうち、計画の進行管理を行う「評価・更新」を除いた施策を対象とし、市の取組みに対する検証を行います。施策の検証は、茅ヶ崎市景観計画期末評価に対する諮問への答申により行うこととします。

表4 景観まちづくり審議会による検証の対象事業

施 策		事 業
地区等の指定	特別景観 まちづくり地区	茅ヶ崎駅北口周辺地区
		茅ヶ崎海岸・漁港周辺地区
		浜見平地区
		辻堂駅西口周辺
	景観重要 公共施設	道路
		公園
		茅ヶ崎海岸
茅ヶ崎漁港		
景観重要建造物	景観重要建造物	
景観重要樹木	景観重要樹木	
景観計画 運用事業	景観模擬実験	
	景観チェックシート	
	景観まちづくりアドバイザー	
	ちがさき景観資源	
	表彰、支援	
	地区指定標示板設置	
	公共サインガイドライン	
推進体制	景観まちづくり協議会	
	景観整備機構	
	(仮称) まちづくりセンター	
条例整備	茅ヶ崎市景観条例	
	(仮称)茅ヶ崎市屋外広告物条例	
検証を行う事業		

1-3 前期(H20~H22)評価時の景観まちづくり審議会による今後の展開に関する意見一覧

平成20年の景観計画策定後から平成22年までの実施事業の進捗について、市内部による評価を行うとともに、景観まちづくり審議会による答申をいただき、平成24年2月に「茅ヶ崎市景観計画前期(H20年~H22) 報告書」を作成しています。

前期実施事業に対する答申で景観まちづくり審議会から受けた評価と今後に対する意見の内容を踏まえて、平成29年まで実施事業に取り組んでまいりました。

本報告書を御覧いただくにあたり、下記の一覧で当時の評価と今後の展開に関する意見を御確認いただけます。

表5 前期(H20~H22)評価時の景観まちづくり審議会による今後の展開に関する意見一覧

施策名	特別景観まちづくり地区	事業名	茅ヶ崎駅北口周辺地区 茅ヶ崎海岸・漁港周辺地区 浜見平地区
前期実績に対する評価	A 達成できた B 一部達成できた C 達成できなかった		
今後の展開に関する意見	・既に特別景観まちづくり地区に指定されている地区では、来訪者にも特別景観まちづくり地区の周知ができるとよい。 ・茅ヶ崎海岸・漁港周辺地区の付帯的取り組みであるイベントを、継続して実施・支援していくことが望まれる。 ・浜見平地区では景観の規制・誘導を行いながらさらに、団地の全国的なモデルとなるような環境を創ることを目指してほしい。 ・特別景観まちづくり地区の指定の拡大が望まれる。特に辻堂駅西口周辺地区や茅ヶ崎駅南口周辺地区で開発が進行しているので、景観をコントロールするためにも早期の指定を検討する必要がある。 ・茅ヶ崎らしい景観の骨格をなす中海岸・東海岸の旧別荘地域の景観に関して、何らかの施策の検討を行うことが望まれる。		
施策名	景観重要公共施設	事業名	道路 公園 茅ヶ崎海岸 茅ヶ崎漁港
前期実績に対する評価	A 達成できた B 一部達成できた C 達成できなかった		
意見 今後の展開に関する	・景観重要公共施設の指定の拡大が望まれる。 ・道路、公園について、事業の進行と共にそれがまちづくりに活用されることを期待する。道路については新規指定を円滑に進め、公園については防災上の機能や県立公園との連携を考慮しながらの新規指定が望まれる。 ・景観重要公共施設に指定されている施設だけではなく、指定されていない公共施設においても、車止め等の色彩が周囲の景観と調和するよう配慮することが望まれる。		

施策名	景観重要建造物	事業名	景観重要建造物
前期実績に対する評価	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった
関する意見 今後の展開に	・対象建造物は個人の持ち物であると同時に市民の共有の財産とも言えるので、所有者に対する配慮をしながらも、市民が景観重要建造物について知り、歴史を理解できるようにするために周知の機会を定期的に計画することが望まれる。		
施策名	景観重要樹木	事業名	景観重要樹木
前期実績に対する評価	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった
関する意見 今後の展開に	・景観重要樹木の新規指定を行い、新しい価値を見出す等より一層の進捗が望まれる。 景観重要樹木の周知の機会を定期的に計画することが望まれる。		
施策名	景観計画運用事業	事業名	景観模擬実験 景観チェックシート 景観まちづくりアドバイザー ちがさき景観資源 表彰、支援 地区指定標示板設置
前期実績に対する評価	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった
関する意見 今後の展開に	・表彰制度については、その基準を早期に明確にすることが望まれる。 ・ちがさき景観資源については、建造物や樹木以外の景観資源の抽出についての方策を検討する必要がある。 ・景観計画の運用にあたっては市民に対する周知が重要であり、地域住民にちがさき景観資源として指定されたことを広く知ってもらうためにさらに広報活動を行うこと、地区指定標示板設置について早期に設置を図ること、景観模擬実験によるシミュレーションの成果をまとめ活用していくことが望まれる。 ・景観計画の運用にあたっては、茅ヶ崎らしさや地域性を意識した指導や誘導が望まれる。		
施策名	推進体制	事業名	(仮称) まちづくりセンター
前期実績に対する評価	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった
関する意見 今後の展開に	・「まちづくり」の言葉の意義があいまいであるため、センター設立に対して、対象や業務範囲を十分に検討する必要がある。 ・先駆事例でも運用財源や市民参加のあり方などで問題も多い。他の地方公共団体での事例も参考にしながら、多方面からの検討が進められている状況だと思われるが、早期の実現を期待する。		

施策名	条例整備	事業名	茅ヶ崎市景観条例 (仮称) 茅ヶ崎市屋外広告物条例
前期実績に対する評価	A 達成できた B 一部達成できた C 達成できなかった		
関する意見 今後の展開に	・順調に進んでおり、適正な運用と改正が望まれる。 ・条例の運用にあたっては、実務の中で茅ヶ崎らしさや地域性を意識した指導や誘導が望まれる。 ・今後の運用にあたっては、市民への周知をはかるため、資料を広く配布することが望まれる。 ・景観ポイント等における屋外広告物は早期に是正の対応をしていく必要がある。		

2 実施事業評価

2 実施事業評価

スケジュールに基づき10年間で行うとした「地区等の指定」、「景観計画運用事業」、「条例整備」、「推進体制」、「条例整備」の4つの分類にある25事業を対象に、事業の取り組み状況を検証します。事業の実施状況の把握及び達成度は、10ページに示す進行管理表により行いました。

事業の達成度は、予定どおり内容を全て達成したものを「A」、一部達成したものを「B」、達成できなかったものを「C」とした。

表 1 茅ヶ崎市景観計画実施事業 達成度一覧

施 策		事 業	達成度	該当ページ
地区等の指定	特別景観 まちづくり地区	景観拠点を準備が整い次第、特別景観まちづくり地区に指定。	B	16
	景観重要 公共施設	道路、公園、河川、茅ヶ崎海岸、茅ヶ崎漁港など、景観上重要な公共施設について、景観法に基づく景観重要公共施設に指定。	B	17
	景観重要建造物	重要な建造物を景観法に基づく、景観重要建造物に指定。	B	18
	景観重要樹木	重要な樹木を景観法に基づく、景観重要樹木に指定。	A	19
景観計画 運用事業		景観模擬実験	A	20
		景観チェックシート	A	21
		景観まちづくりアドバイザー	A	22
		ちがさき景観資源	A	23
		表彰、支援	B	24
		地区指定標示板設置	C	25
		茅ヶ崎市公共サインガイドライン	A	26
推進体制		景観協議会、景観整備機構、(仮称)まちづくりセンターの設置を目指す。	C	27
条例整備		茅ヶ崎市景観条例	A	28
		(仮称)茅ヶ崎市屋外広告物条例	A	29

事業の実施状況の把握及び評価は、次に示す進行管理表で行うこととし、進行管理表のそれぞれの項目で示す内容は次のとおりとしました。

事業の進行状況	
事業名	特別景観まちづくり地区
事業概要	平成13年に茅ヶ崎市景観まちづくり条例（前条例）に基づき、茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり地区を市内で初めて指定し、同地区については、その後、平成17年に同地区の商業街区について、平成20年には文化行政街区及び東海道街区について、建築物等の基準を定めた。景観法施行以降、本市では、平成20年に景観条例を施行、景観計画を策定した。 計画では、景観上重要な拠点を「景観拠点」として位置づけている。同拠点における、公共施設の整備や民間開発にあたっては、きめ細やかな当該事業の目的、関係するこれまでのまちづくり地区としての取り組み及び今後の取り組みの概要を記載します。
活動目標	景観拠点を協議が整い次第、特別景観まちづくり地区として指定を目指すこととしている。 茅ヶ崎駅北口周辺地区、茅ヶ崎駅南口周辺地区、浜見平地区、茅ヶ崎海岸・漁港周辺地区、辻堂駅西口周辺地区、香川駅周辺地区
スケジュール	前期（H20～H22） 景観計画に位置づけられているスケジュールを記載します。 予定 準備が整い次第指定・周知
	実績 - 東海道街区、行政文化街区の景観形成基準を設定 - 浜見平地区を地区に指定 - 茅ヶ崎海岸・漁港周辺を地区に指定 - 辻堂駅西口周辺を地区に指定 事業及び付帯する取り組み実績を時系列で記載します。
実施状況	H20：前条例から引き継ぎ、茅ヶ崎駅北口周辺を景観条例に基づく地区に指定。併せて、東海道街区、行政文化街区の景観形成基準を新たに設定 H23：浜見平地区及び茅ヶ崎海岸・漁港周辺を指定 H27：辻堂駅西口周辺を指定 事業の実施状況の詳細を記載します。
達成度	A 達成できた B 一部達成できた C 達成できなかった 事業費 2,982千円
事業遂行上の課題	活動目標の達成状況を3段階で評価します。
事業が予定通りにいかない要因や活動目標が達成できない要因等、事業を遂行する上での課題を示します。活動目標が予定通りに達成できている場合には空欄となります。 当該事業に関連して実施される取り組みの概要及びその実施状況を記載します。事業費を要しているものについては、事業費も記載します。	
＜地区内の公共施設 設計協議＞ 茅ヶ崎駅北口：市役所新庁舎及び庁舎文化会館改修（H28） 浜見平地区：浜見平団地建替Ⅰ～Ⅲ（H24～25） 辻堂駅西口：赤松町跡地計画（H26～28） ＜大規模土地利用行為に係る民間開発 協議＞ 浜見平地区：オハナ茅ヶ崎（H25）、浜見平H街区（H26） 辻堂駅西口：赤松町跡地計画（H26～28） ＜その他協議＞ 茅ヶ崎駅南口：茅ヶ崎駅南口駅前広場再整備（H26～）、クリオ茅ヶ崎中海岸（H26） ＜地区内の景観法に基づく届出＞ 取り組み実績：39件（H20：1件、H21：2件、H22：4件、H23：3件、H24：7件、H25：8件、H26：7件、H27：7件）	
今後のスケジュール	
・茅ヶ崎駅南口、香川駅周辺地区の地区指定に向けた検討、その他候補地の調査 ・地区内の公共施設及び民間開発の設計協議 当該事業及び付帯して実施する取り組みの今後の実施予定を示します	

2-1 地区等の指定

1) 特別景観まちづくり地区

事業の進行状況					
事業名	特別景観まちづくり地区				
事業概要	平成13年に茅ヶ崎市景観まちづくり条例（前条例）に基づき、茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり地区を市内で初めて指定し、同地区については、その後、平成17年に同地区の商業街区について、平成20年には文化行政街区及び東海道街区について、建築物等の基準を定めた。景観法施行以降、本市では、平成20年に景観条例を施行、景観計画を策定した。 計画では、景観上重要な拠点を「景観拠点」として位置づけている。同拠点における、公共施設の整備や民間開発にあたっては、きめ細やかに景観協議を行うとともに、特別景観まちづくり地区として指定を目指すこととしている。				
活動目標	景観拠点を協議が整い次第、特別景観まちづくり地区に指定 <景観拠点> 茅ヶ崎駅北口周辺地区、茅ヶ崎駅南口周辺地区、浜見平地区、茅ヶ崎海岸・漁港周辺地区、辻堂駅西口周辺地区、香川駅周辺地区				
スケジュール	前期（H20～H22）		中期（H23～H25）		後期（H26～H29）
	予定	準備が整い次第指定・周知			
	実績	東海道街区、行政文化街区の景観形成基準を設定 浜見平地区を地区に指定 茅ヶ崎海岸・漁港周辺を地区に指定 辻堂駅西口周辺を地区に指定			
実施状況	H20：前条例から引き継ぎ、茅ヶ崎駅北口周辺を景観条例に基づく地区に指定 併せて、東海道街区、行政文化街区の景観形成基準を新たに設定 H23：浜見平地区及び茅ヶ崎海岸・漁港周辺を指定 H27：辻堂駅西口周辺を指定				
達成度	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	事業費	2,982千円
事業遂行上の課題	—				
付帯する取り組みの実施状況					
<地区内の公共施設 設計協議> 茅ヶ崎駅北口：市役所新庁舎及び庁舎前広場（H24～25）、市役所新庁舎サイン計画協議（H26） 文化会館改修（H28）、中央公園再整備（H28～）、茅ヶ崎警察署移転（H28） 浜見平地区：浜見平団地建替Ⅰ～Ⅲ（H21～28）、ハマミーナ・ブランチ（H24～25） しろやま公園（H26） 辻堂駅西口：赤松町跡地計画（H26～28） <大規模土地利用行為に係る民間開発 協議> 浜見平地区：オハナ茅ヶ崎（H25）、浜見平H街区（H26） 辻堂駅西口：赤松町跡地計画（H26～28） <その他協議> 茅ヶ崎駅南口：茅ヶ崎駅南口駅前広場再整備（H26～）、クリオ茅ヶ崎中海岸（H26） <地区内の景観法に基づく届出> 取り組み実績：39件（H20：1件、H21：2件、H22：4件、H23：3件、H24：7件、H25：8件、H26：7件、H27：7件）					
今後のスケジュール					
・茅ヶ崎駅南口、香川駅周辺地区の地区指定に向けた検討、その他候補地の調査 ・地区内の公共施設及び民間開発の設計協議					

2) 景観重要公共施設

事業の進行状況					
対象	景観重要公共施設				
事業概要	道路、公園、河川、茅ヶ崎海岸、茅ヶ崎漁港などの景観上重要な公共施設について、景観法に基づく景観重要公共施設に指定し、「整備に関する事項」及び「占用等の許可の基準」を定め、良好な景観の形成を図ります。				
活動目標	指定候補を景観重要公共施設に指定 ＜指定候補＞ 道路：国道 134 号、国道 1 号（茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり地区区間）、県道茅ヶ崎停車場・同丸子中山茅ヶ崎 市道 0210 号線、市道 1673 号線、市道 1675 号線及び市道 2244 号線（北口周辺地区内） 市道 0203 号線の一部（アルコナード）、市道 5634 号線（鶴嶺参道） 市道 0202 号線の一部（左富士通り） 公園：中央公園、県立茅ヶ崎里山公園 河川：小出川、千ノ川、相模川、駒寄川（河川法区域） 漁港：茅ヶ崎漁港 海岸：茅ヶ崎海岸				
スケジュール	前期（H 2 0～H 2 2）		中期（H 2 3～H 2 5）	後期（H 2 6～H 2 9）	
	予定	協議が整い次第指定			
	実績	＜道路＞ 国道路 134 号、県道茅ヶ崎停車場・同丸子中山茅ヶ崎、国道 1 号、市道 0210 号線の一部、市道 1673 号線、市道 1675 号線を指定		市道 5634 号線 市道 2244 号線 市道 8567 号線 市道 8568 号線 市道 8569 号線	
		＜公園＞ 中央公園を指定		里山公園を指定	
		＜漁港＞ 茅ヶ崎漁港を指定			
		＜海岸＞ 茅ヶ崎海岸を指定			
実施状況	H 2 0：国道 134 号、国道 1 号（茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり地区内）、県道茅ヶ崎停車場・同丸子中山茅ヶ崎、市道 0201 号線の一部、市道 1673 号線、市道 1675 号線、中央公園、茅ヶ崎海岸、茅ヶ崎漁港を指定 H 2 6：駅南口広場の再整備に併せて、アルコナード・駅南口指定に向けた協議開始 H 2 7：県立茅ヶ崎里山公園、公園周辺道路である市道 8567、8568、8569 号線、市道 5634（鶴嶺参道）、2244 号線（茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり地区内）を指定				
達成度	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	事業費	2,940 千円
事業遂行上の課題	特別景観まちづくり地区内の道路などを指定しているが、特別景観まちづくり地区以外にも景観上重要な施設があるため、次期指定候補は改定に併せて、その候補を整理する。				
付帯する取り組みの実施状況					
・鶴嶺参道改良に係るデザイン調整（H 2 3） ・茅ヶ崎駅南口再整備に係る設計協議（H 2 6～）					
今後のスケジュール					
・新規指定候補地及び当該地への景観施策を整理 ・景観重要公共施設の整備に伴う道路管理者との協議、及び占用許可申請に事前確認による占用物件の審査					

3) 景観重要建造物

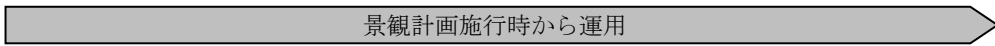
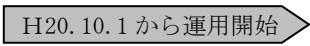
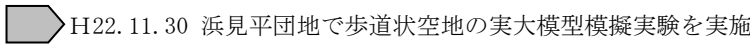
事業の進行状況					
事業名	景観重要建造物				
事業概要	別荘地の雰囲気を残す建物や旧街道の景観を色濃く残す建築物等の茅ヶ崎らしい景観を構成する要素となっている建造物を保全するため、景観法に基づく景観重要建造物として指定します。 景観重要建造物に指定されると増築、改築又は外観の変更等の現状変更をする際には市長の許可を受けなければなりません。一方、現状変更を行う場合には、それに要する費用の一部が補助されます。				
活動目標	景観重要建造物の指定				
スケジュール	前期（H20～H22）		中期（H23～H25）		後期（H26～H29）
	予定	抽出～所有者同意が整い次第随時指定			
		周知・啓発			
		候補対象の把握			
		実測調査の実施			
実績		H20.9.8 ちがさき文化景観祭’08の実施			
		H21.10.25 ちがさき文化景観祭’09			
		H22.7.31 第1回文化景観セミナーの実施			
		H23.1.29 第2回文化景観セミナーの実施			
		補助手法の見直し			
実施状況	H21～22：文化景観を育む会との協働推進事業を実施。市内に残る歴史ある建造物リストの作成（74件）、及び建造物所有者を対象としたアンケート調査を実施 H28：旧和田家、旧三橋家について指定に向けた調査を実施。 H29：茅ヶ崎市歴史文化交流館及び周辺整備に併せて、民俗資料館（旧和田家、旧三橋家）を指定				
達成度	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	事業費	400千円
事業遂行上の課題	現行計画において景観重要建造物の指定の条件については、文化的価値に重点を置いていた。今後は計画の改定の主旨に併せて建造物の保全だけでなく、建造物や景観への理解や周知が深まるよう一般の方に外観・内観とも利用可能なものを対象としていきたい。				
付帯する取り組みの実施状況					
[歴史ある建造物の周知] H20～21 文化景観を育む会との協働推進事業において、次のとおり歴史ある建造物の周知を図る取り組みを実施 H22 文化景観セミナー					
[歴史ある建造物の保全に向けた取組み] 神奈川県主催の邸園（歴史的建造物）保全活用推進員（ヘリテージマネージャー）の養成講習への参加 湘南庭園文化祭に参加					
今後のスケジュール					
・補助手法（補助金）の見直し ・次期指定候補の選定（旧南湖院第一病舎、氷室椿庭園邸宅など）					

4) 景観重要樹木

事業の進行状況					
事業名	景観重要樹木				
事業概要	地域のシンボルとして市民や来訪者に親しまれ、周辺景観の核となっている樹木、茅ヶ崎の良好な景観形成に取り組む上で重要な位置・場所にある樹木等を保全するために、景観法に基づく景観重要樹木を指定します。 景観重要樹木に指定されると伐採等の現状変更をする際には市長の許可を受けなければなりません。一方、現状変更を行う場合には、それに要する費用の一部が補助されます。				
活動目標	景観重要樹木の指定				
スケジュール		前期（H20～H22）	中期（H23～H25）	後期（H26～H29）	
	予定	抽出～所有者同意が整い次第随時指定			
	実績	周知・啓発			
		候補の抽出 H22.3.26 景観重要樹木2件を指定 候補の抽出 H23.8.22 景観重要樹木2件を指定			
実施状況	H21 鶴嶺八幡のイチヨウと菱沼八王子神社のタブノキの2件を景観重要樹木に指定 H23 小出小学校のクスノキと本村のタブノキの2件を景観重要樹木に指定				
達成度	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	事業費	262千円
事業遂行上の課題	景観重要樹木の維持管理については、樹木が大きい分安全上の観点から日頃の目配りが求められ、所有者や周辺住民の理解や協力が不可欠となる。引き続き関係者に説明を丁寧に行う必要がある。				
付帯する取り組みの実施状況					
指定候補の抽出 平成21年度の指定に向けた取り組みとして次のスケジュールで候補樹木の抽出を実施 H21.6～7 お気に入りの樹木の写真を市民より募集、98件の応募 H21.8 募集した写真の樹木を対象に、お気に入りの樹木の投票を実施。3日間で479人が投票 H21.10 上位16件の樹木を対象に、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館検討委員に対し、自然特性等からの特徴の評価を依頼 平成22年度の指定に向けた取り組みとして、次のスケジュールで候補樹木の抽出を実施 H22.6～7 お気に入りの樹木の写真を市民より募集、50件の応募 H22.8 募集した写真の樹木を対象に、お気に入りの樹木の投票を実施。4日間で506人が投票 H22.10 上位10件の樹木を対象に、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館の会に対し、自然特性等からの特徴の評価を依頼 その他 景観重要樹木の表示板設置4件 事業費：247千円 景観重要樹木維持管理費の補助1件 事業費：15千円					
今後のスケジュール					
・景観重要樹木維持管理のための補助 ・指定済みの景観重要樹木を活かす活動の実施 ・次期指定候補の選定					

2-2 景観計画運用事業

1) 景観模擬実験

事業の進行状況					
事業名	景観模擬実験				
事業概要	良好な景観の形成を行うため、一定規模以上の建築物の建築等、工作物の建築等及び開発行為を景観法の届出対象行為として設定しています。景観法の届出対象行為を行う場合には、景観模擬実験（景観シミュレーション）による事前検証を行い、届出者は景観に与える影響を合成写真、模型、パルーン、イメージパース等を使って検証した結果を景観法の届出資料として添付するよう、茅ヶ崎市景観条例に規定します。 特に、景観計画に位置付けた眺望点（視点場）や景観重要建造物の指定時に設定した視点場からの景観を保全するため、景観模擬実験を活用します。				
活動目標	景観条例に景観模擬実験の結果を景観法の届出の添付資料とすることを規定				
スケジュール	前期（H20～H22）		中期（H23～H25）	後期（H26～H29）	
	予定				
	実績	 			
実施状況	H20～ 景観法に基づく届出の添付書類として景観模擬実験の結果報告書の提出を規定し、事業者に対し景観模擬実験の実施を義務付け。景観模擬実験結果等に基づき、街路への植栽の増加、シンボルツリーの植栽、携帯電話基地局などの極端に高いアンテナの高さの抑制等の計画変更への誘導を開始 H22 浜見平団地建て替え計画にあたり、歩道及び歩道状空地整備の実大模型を作成し、周囲の景観への適合状況の確認を実施 実績：734件（H20年度：39件、H21年度：96件、H22年度：127件、23年度：120件、24年度104件、25年度：94件、26年度：84件、27年度：70件）				
達成度	A 達成できた B 一部達成できた C 達成できなかった			事業費	-
事業遂行上の課題	模擬実験の範囲設定がやや抽象的な部分があるため、改定に併せて整理を行う。具体的には、工学的に人間の目線（視野の領域）を考慮した範囲で指定する。				
付帯する取り組みの実施状況					
特になし					
今後のスケジュール					
景観法に基づく届出の中で、景観模擬実験の結果の審査を行い、建築物の建築等、工作物の建設等及び開発行為を規制・誘導					

2) 景観チェックシート

事業の進行状況				
事業名	景観チェックシート			
事業概要	景観法に基づく届出の審査にあつては、その届出内容が景観形成基準に沿ったものかどうかの判定が必要となります。また、事業者は、計画の内容が景観形成基準に照らし合わせて周辺景観との調和に配慮したものといえるのかどうかを検討しつつ、計画をすすめる必要があります。そこで、景観チェックシートをその判定と事業者が景観形成基準の理解することを助けるツールとして利用します。			
活動目標	景観チェックシートを景観法の届出添付資料とする			
スケジュール	前期（H20～H22）		中期（H23～H25）	後期（H26～H29）
	予定	景観計画施行時から運用		
	実績	H20.10.1 から運用		
実施状況	H20～ 景観法の届出の添付資料として景観チェックシートの提出を開始。前相談時にチェックシートを活用したセルフチェックにより、景観形成基準への指導・調整 H23 浜見平地区、茅ヶ崎海岸・漁港地区のチェックシート作成 H27 辻堂駅西口地区のチェックシート作成 実施件数：734件（H20年度：39件、H21年度：96件、H22年度：127件、H23年度：120件、H24年度：104件、H25年度：94件、H26年度：84件、H27年度：70件）			
達成度	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	事業費 -
事業遂行上の課題	-			
付帯する取り組みの実施状況				
特になし				
今後のスケジュール				
景観法に基づく届出の中で、景観チェックシートの結果を確認し、建築物の建築等、工作物の建設等及び開発行為の規制・誘導				

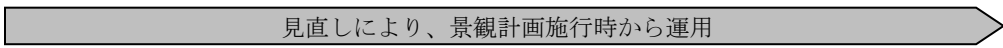
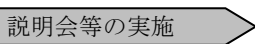
3) 景観まちづくりアドバイザー

事業の進行状況				
事業名	景観まちづくりアドバイザー			
事業概要	景観まちづくりアドバイザーは、景観まちづくり協議会又は景観まちづくり市民団体への専門家の派遣を目的とし平成12年施行の茅ヶ崎市景観まちづくり条例に位置付けられ、運用をしてきました。一方で、市が実施主体となる公共工事へも景観まちづくりアドバイザーを派遣することにより、良好な景観の形成に寄与する公共施設の整備が求められています。 景観まちづくりアドバイザーについては専門家の充実を図るとともに、公共事業への派遣も可能となるよう制度改正を行い、景観まちづくりアドバイザー制度の浸透・充実を図ります。			
活動目標	景観まちづくりアドバイザーの派遣			
スケジュール		前期（H20～H22）	中期（H23～H25）	後期（H26～H29）
	予定	見直しにより、景観計画施行時から運用 大規模土地利用に対するアドバイス		
	実績	見直し	H21.4.1から運	
実施状況	H21 ・景観まちづくりアドバイザー要綱施行、9名をアドバイザーに委嘱 ・公共事業等：14回、市民団体：1回に派遣 H22 公共事業等：1回 H23 ・2名をアドバイザーに委嘱 ・公共事業等：3回、市民団体：8回に派遣 H24 3名をアドバイザーに委嘱 ・公共事業等：17回、市民団体：1回に派遣 H25 1名をアドバイザーに委嘱 ・公共事業等：14回、市民団体：1回に派遣 H26 1名をアドバイザーに委嘱 ・公共事業等：33件、市民団体：2回に派遣 H27 2名をアドバイザーに委嘱 ・公共事業等：24件、市民団体：2回に派遣 H28 5名をアドバイザーに委嘱 ※公共事業等 民間の大規模土地利用行為も含む			
達成度	A 達成できた B 一部達成できた C 達成できなかった			事業費 2,666千円
事業遂行上の課題	—			
付帯する取り組みの実施状況				
[景観まちづくり審議会との関係] 景観まちづくり審議会での審議に先立って専門的な協議を要する案件に対し、事前に景観まちづくりアドバイザーのアドバイスを得ることができるよう、平成21年4月1日付けで茅ヶ崎市景観まちづくり審議会事務処理要領を改正 [公共事業への活用] 公共建築の景観まちづくりに関する事前協議の手引きを策定し、関係課に対し景観まちづくりアドバイザーの活用を周知				
今後のスケジュール				
・公共事業への派遣及び景観まちづくり市民団体への派遣を継続して実施 ・アドバイザー制度の改正				

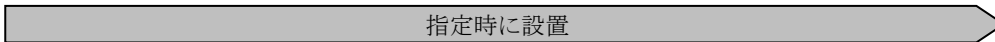
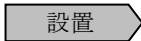
4)ちがさき景観資源

事業の進行状況					
事業名	ちがさき景観資源				
事業概要	茅ヶ崎市域に現存する歴史的あるいは由緒ある建造物（建築物や工作物）、市内各地でまちのシンボルとなっている樹林・樹木、その他茅ヶ崎らしい景観を構成する要素のうち、特に景観の質を高めていると見られる要素については、「ちがさき景観資源」としての指定を検討します。指定は、景観まちづくり審議会の意見を聞いた上で行います。ちがさき景観資源の選定は、市民による発掘、推薦を基本とし、指定方針は景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針に準じます。				
活動目標	ちがさき景観資源の指定				
スケジュール	前期（H20～H22）		中期（H23～H25）		後期（H26～H29）
	予定				
	実績				
実施状況	H21：鶴嶺八幡宮参道の松並木、旧相模川橋脚のソメイヨシノ、腰掛神社の樹叢、鶴嶺小学校のカイヅカイブキとソメイヨシノ、勘重郎堀のシイノキの5件を指定 H23：ちがさき景観資源の指定に向けた候補（松尾大神のタブノキとイチョウ）の指定 H27：関東の富士見百景の3か所（南湖の左富士、茅ヶ崎海岸・ヘッドランドとその周辺、県立茅ヶ崎里山公園内柳谷）を指定				
達成度	A 達成できた B 一部達成できた C 達成できなかった			事業費	231千円
事業遂行上の課題	景観重要樹木などとは異なり、ちがさき景観資源は規制がないため、資源の性質に応じて、建造物や眺望など資源の指定と併せて視点場も設定するなど、景観協議を行うよう工夫をしていく。建造物などの有形のものだけでなく、祭事などの文化的に価値に価値があるものなど、幅広い指定を行っていく。				
付帯する取り組みの実施状況					
[指定候補の抽出]					
H21～22年度	お気に入りの樹木の写真を市民より募集。計148件（H21：98件、H22：50件）の応募投票形式により、投票数の多い樹木を選定。ちがさき丸ごとふるさと発見博物館にも意見聴取を実施。その後、5件を資源に選定				
H27	H16年に国土交通省関東地方整備局が実施した関東の富士見百景に景観まちづくり市民団体まち景まち観フォーラム・茅ヶ崎（以下まち景）等が応募し選定された4件（茅ヶ崎南湖の左富士、県立茅ヶ崎里山公園内・柳谷、旧南湖院、茅ヶ崎海岸・ヘッドランドとその周辺）について、まち景の推薦でちがさき景観資源に提案され、うち3件を指定したもの。 富士見百景4件については、周知のため、寄贈プレートを設置済み。				
今後のスケジュール					
指定済みのちがさき景観資源を活かす活動の実施					

5)表彰、支援

事業の進行状況					
事業名	表彰、支援				
事業概要	表彰制度の見直しを行い、対象となる活動等の表彰基準を定め、優れた施設デザイン、まち並み、景観まちづくりの活動、提案など表彰対象を部門別に設定するなど、景観まちづくりの及ぼす対象を広く普及・認知します。 また、良好な景観の形成を推進することを目的として組織された団体が要件を満たす団体を景観まちづくり協議会として認定、又は景観まちづくり市民団体として登録し、それらの団体が行う活動を支援します。				
活動目標	表彰、支援の実施				
スケジュール	前期（H20～H22）		中期（H23～H25）		後期（H26～H29）
	予定	 見直しにより、景観計画施行時から運用			
	実績	 景観まちづくり市民団体の登録			
		 景観まちづくりアドバイザーの派遣		景観まちづくり市民団体の表彰	
	 説明会等の実施				
実施状況	[表彰] ・景観まちづくり市民団体6団体への表彰（6件） [支援] ・景観まちづくり市民団体への登録 8件 （H20年度新規登録:4件、H21年度新規登録:3件、H23新規登録:1件） ・景観まちづくり市民団体への景観まちづくりアドバイザーの派遣 2団体 ・市民団体等への説明会等の実施 9回（H20:2回、H21:3回、H22:4回） ・市民団体に対する活動状況のヒアリングの実施（H28年度）				
達成度	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	事業費	-
事業遂行上の課題	・景観まちづくり活動で表彰を実施できたが、優れた施設デザイン、まち並みなど部門別に表彰する際の基準を設定する必要がある。				
付帯する取り組みの実施状況					
[景観まちづくり市民団体による取り組み] ・景観まち歩きマップ（浜之郷・矢畑編、円蔵・西久保・鶴が台編）の製作、まち歩き音声ガイド・茅ヶ崎の製作、景観まちづくりイベントやシンポジウムの実施等（まち景まち観フォーラム・茅ヶ崎） ・まち浄化・歩行たばこ・ポイ捨て防止啓発事業の実施等（茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり推進会） ・はまけい・烏帽子岩エコツアーリズムガイド「えぼし岩のひみつ」の作成等（茅ヶ崎・浜景観づくり推進会議） ・歴史的建造物（茅ヶ崎館）を活用した活弁映画上映会の実施、空き家調査、登録有形文化財に関する活動、シンポジウムの開催（茅ヶ崎の文化景観を育む会） ・景観まちづくりアドバイザー派遣によるラチエン通りの良好な景観形成活動の検討、グリーンカーテン設置によるエコ活動や植栽活動の実施等（ラチエン通りの安全・安心を進める会） ・茅ヶ崎湘南海岸公園 子ども夢プランの提案、伝統行事を通じた景観教育等（茅ヶ崎トラストチーム） ・松風台の住み心地についてのアンケート及び学習会の実施、住民協定の運用等（松風台まちづくり運営委員会）					
今後のスケジュール					
・表彰基準の設定 ・市民団体等への継続的な支援の実施					

6) 地区指定表示板設置

事業の進行状況				
事業名	地区指定表示板設置			
事業概要	特に先導的かつ重点的に良好な景観の形成を図る必要がある特別景観まちづくり地区に指定した地区の周知啓発を行うため、指定地区内の街路灯や路面に特別景観まちづくり地区である旨を示した表示板を設置します。			
活動目標	表示板の設置			
スケジュール	前期（H 2 0～H 2 2）		中期（H 2 3～H 2 5）	後期（H 2 6～H 2 9）
	予定			
	実績			
実施状況	H 2 1 茅ヶ崎駅北口周辺特別景観まちづくり地区内道路 4 箇所に表示板を設置			
達成度	A 達成できた B 一部達成できた C 達成できなかった			事業費 4 0 0 千円
事業遂行上の課題	茅ヶ崎駅北口周辺を指定した当初は、市民及び事業者も景観に関する理解が醸成されていなかったが、近年では、理解が深まってきた。そこで、地区の周知啓発には、ガイドブックを活用し、市民及び開発事業者等に個々に説明又は周知を行った方が効果的である。そのため、事業費等の縮減も兼ね、事業廃止を行う。			
付帯する取り組みの実施状況				
—				
今後のスケジュール				
事業費の縮減も兼ね、事業廃止				

7) 茅ヶ崎市公共サインガイドライン

事業の進行状況						
事業名	茅ヶ崎市公共サインガイドライン					
事業概要	市、県及び国が設置しているサインが必ずしも分かりやすいものとなっておらず、要望などに応じで、むやみにサインが設置されている状況です。 そこで無駄なくユニバーサルデザインに配慮されたサイン(道路法等で規定されているものは除く)が整備されるように、公共サインガイドラインを策定し、サイン整備にあたりガイドラインを順守するように調整を行います。なお、本市ガイドラインは、茅ヶ崎らしさを追求し、本市独自の仕様のサイン設計を行います。					
活動目標	公共サインガイドラインの策定					
スケジュール	前期（H20～H22）		中期（H23～H25）		後期（H26～H29）	
	予定			検討	策定	運用
	実績			準備	策定	運用
実施状況	H25 ガイドライン策定の考え方をまとめる H26・27 ガイドラインの策定及び維持管理台帳等の作成 H27 茅ヶ崎駅周辺のサイン詳細設計を実施 H28～ 同周辺のサイン整備に着手					
達成度	A 達成できた B 一部達成できた C 達成できなかった			事業費	8,349千円	
事業遂行上の課題	サインを有効かつ良好な状態に保つよう定期的な維持管理・更新を行っていく。					
付帯する取り組みの実施状況						
サイン協議						
H26		市役所新庁舎サイン計画協議、ハマミナー・ブランチサイン計画協議				
H27・28		柳島スポーツ公園サイン計画協議				
H28～30		茅ヶ崎駅周辺サイン整備				
今後のスケジュール						
・ガイドラインに基づきサイン調整及びサイン設置課かいに適正な維持管理の要請						
・茅ヶ崎駅周辺のサイン整備						
・(仮称) 茅ヶ崎市歴史文化交流館の建設にあわせたサイン設計及び整備（H30～33）						

2-3 推進体制

1) 景観まちづくり協議会、景観整備機構、(仮称)まちづくりセンター

事業の進行状況				
事業名	景観まちづくり協議会、景観整備機構、（仮称）まちづくりセンター			
事業概要	市民・事業者・行政の連携による総合的なまちづくりを進めるためには、市民への活動支援制度を充実させるとともに、景観まちづくり協議会や景観整備機構への設立を支援する。 さらに、市民活動のサポートから、まちづくりの調査研究等を行うなど組織として、（仮称）まちづくりセンターの設立を目指す。			
活動目標	景観まちづくり協議会、景観整備機構、（仮称）まちづくりセンターの設立			
スケジュール		前期（H20～H22）	中期（H23～H25）	後期（H26～H29）
	予定	仕組み・機能の検討 市民ニーズの醸成 設立		
	実績	資料収集・検討 視察 視察		
実施状況	H21 事例収集及び資料収集 まちづくりセンターに関する研修会への参加 1回 H22 事例収集及び資料収集 H24 景観まちづくりセンター（練馬区など）への視察 H25 UDCKへの視察 H25 協働によるまちづくりスクールを実施し、センターの在り方を検証			
達成度	A 達成できた B 一部達成できた C 達成できなかった			事業費 -
事業遂行上の課題	(仮称)まちづくりセンターは、地域ごとにまちちから協議会がその支援をすでに実施しているとともに、市民活動支援サポートセンターや民間でも同様の組織が設置され、活動団体への活動支援制度のある中で、新たに設置する必要性が低い。そのため、設置を見直す必要がある。			
付帯する取り組みの実施状況				
・まち景・まち観フォーラム・茅ヶ崎主催の景観まちづくりウィーク（まちづくりセンター実証実験）への支援（H26・H27） ・神奈川県建築士会主催の景観整備機構検討会に参加し、景観整備機構の役割等について検討				
今後のスケジュール				
・計画の改定にて、まちづくりセンター設置を見直すとともに、アドバイザー派遣など、団体活動への支援方法を再検証 ・景観まちづくり協議会、景観整備機構の設立支援				

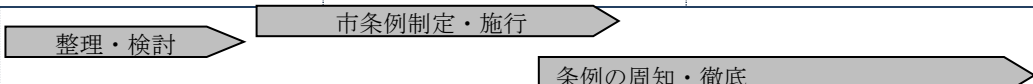
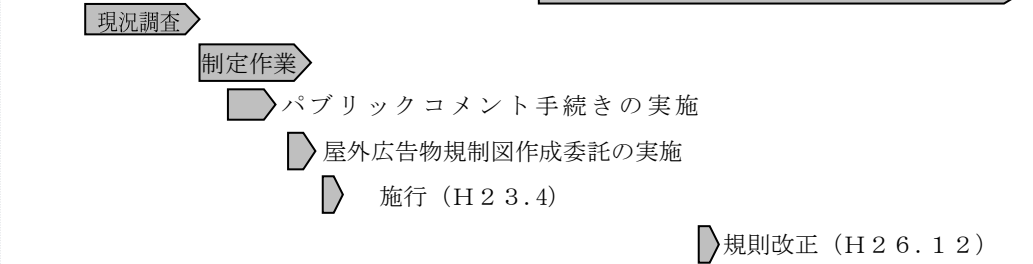
2-4 条例整備

1) 茅ヶ崎市景観条例

事業の進行状況

事業名	茅ヶ崎市景観条例				
事業概要	茅ヶ崎市では平成12年より茅ヶ崎市景観まちづくり条例に基づき建築物の建築等、工作物の建設等の規制誘導を行ってきました。平成16年の景観法の施行に伴い、景観法に基づく規制・誘導を行うことが可能となると共に、罰則の適用が可能となりました。茅ヶ崎市では景観法に基づく規制・誘導を行うため、景観法の委任条例の側面及び自主条例の側面を併せ持つ茅ヶ崎市景観条例を制定し、景観計画の運用の開始に合わせて施行します。 茅ヶ崎市景観条例は特別景観まちづくり地区の指定に伴う建築物の建築等、工作物の建設等及び開発行為の届出対象行為の変更等に応じて適宜改正します。				
活動目標	景観条例の制定及び改正				
スケジュール	前期（H20～H22）		中期（H23～H25）	後期（H26～H29）	
	予定	景観計画の見直し等にあわせ改正			
		条例の周知・徹底			
	実績	施行（H20.10）			
		改正作業			
		改正条例施行（H23.4）			
		改正条例施行（H27.12）			
実施状況	H20：7月1日付けで条例を公布、10月1日付けで条例施行 H22：浜見平地区及び茅ヶ崎海岸・漁港周辺地区の特別景観まちづくり地区の指定に伴い、12月20日付けで条例の一部を改正する条例を公布、4月1日付けで施行 H27：辻堂駅西口特別景観まちづくり地区の指定に伴い、7月1日付けで条例の一部を改正する条例を公布、12月1日付けで施行				
達成度	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	事業費	-
事業遂行上の課題	-				
付帯する取り組みの実施状況					
特になし					
今後のスケジュール					
・地区指定や景観まちづくりアドバイザー制度の見直し等に併せて条例を改正					

2) (仮称)茅ヶ崎市屋外広告物条例

事業の進行状況					
事業名	(仮称) 茅ヶ崎市屋外広告物条例				
事業概要	茅ヶ崎市では平成10年より神奈川県屋外広告物条例の事務委任を受け、屋外広告物の許可事務等を実施してきました。平成16年の屋外広告物法の改正により景観行政団体である市町村は、それぞれの市町村の状況に応じた屋外広告物の規制・誘導を行うために、独自の屋外広告物条例を制定することができるようになりました。茅ヶ崎市も平成18年に景観行政団体に移行したことに伴い、地域の実情に応じた規制・誘導を行うため(仮称)茅ヶ崎市屋外広告物条例を制定します。				
活動目標	(仮称) 茅ヶ崎市屋外広告物条例の制定				
スケジュール	前期 (H20～H22)		中期 (H23～H25)		後期 (H26～H29)
	予定				
	実績				
実施状況	H21 屋外広告物等現況調査業務委託の実施 H22 説明会及びパブリックコメントの実施、地方検察庁協議を経て、12月20日付けで茅ヶ崎市屋外広告物条例公布、H23年4月1日付けで施行 H26 ハマミナー・ランチに対し、許可の特例を実施 浜見平GH街区の地域種別を第1種から第3種に変更するため、規則改正 H26 神奈川県条例で許可がおりていた物件で、市条例に移行したことで基準不適合となった広告物(以下既存不適格物件と言う。33年3月までに是正が必要。)に対し、許可更新申請の際には是正工程表を求める取組みを開始。				
達成度	A 達成できた B 一部達成できた C 達成でなかった			事業費	5,210千円
事業遂行上の課題	既存不適格物件の是正協議について、平成33年の条例の完全施行まで集中した対応が必要になる。 未申請物件の申請催促や基準に違反した物件の是正指導など、条例徹底の取組みを進めていく。				
付帯する取り組みの実施状況					
是正協議・是正措置実績 H26 29件(完了24件)、H27 指導37件(完了34件) 市条例に基づく許可事務の実施 H23 3,769件(新規311件、更新・変更3,458件) H24 3,420件(新規361件、更新・変更3,059件) H25 3,266件(新規300件、更新・変更2,966件) H26 3,580件(新規279件、更新・変更3301件) H27 3,399件(新規421件、更新・変更2978件) 貼り紙、貼り札等の違反屋外広告物の簡易除却の実施 H20 委託業者による除却:1,519件 職員による除却:440件 除却協力員による除却:22件 H21 委託業者による除却: 934件 職員による除却:158件 除却協力員による除却:74件 H22 委託業者による除却:1,731件 職員による除却:152件 除却協力員による除却:45件 H23 委託業者による除却:1,932件 職員による除却:1,169件 除却協力員による除却:124件 H24 委託業者による除却:1,721件 職員による除却:106件 除却協力員による除却:28件 H25 委託業者による除却:1,703件 職員による除却:201件 除却協力員による除却:12件 H26 委託業者による除却:1,450件 職員による除却: 96件 除却協力員による除却:18件					

H 2 7 委託業者による除却：1, 4 2 9 件 職員による除却： 8 6 件 除却協力員による除却：2 7 件
既存不適格物件の対応
・既存不適格物件の1 5 4 件のうち、3 8 件は是正完了、9 9 件は是正工程表の提出を受ける（平成2 8 年2 月末時点）。

今後のスケジュール

- 条例に基づく許可事務を行い、屋外広告物を規制・誘導
- 未申請物件への申請指導及び是正指導
- 既存不適格物件の是正対応

3 満足度評価（市民アンケート）

3 満足度評価（市民アンケート）

景観計画では、景観そのものを定量的に把握することは困難であるとし、「茅ヶ崎市の景観について市民がどのように感じているか、市政アンケート等を活用して時系列的に計り、その数値を景観まちづくりの目標値設定に活用」することが位置付けられています。アンケート調査の結果を経年比較することにより、市が実施している施策に対する市民の意識の検証を行いました。

景観計画では景観まちづくりの評価指標として「景観への関心の有無」、「緑化活動、美化活動、勉強会への参加意欲」、「景観阻害要因」を設定するとともに、景観に対する満足度評価を実施することが位置付けられており、それぞれの項目を経年で比較しました。「景観阻害要因」については、平成25年度の市政アンケートの設問項目となっていないため、平成22年度の数値となっています。

アンケート調査については、平成20年度、平成21年度、平成22年度、平成25年度実施の市政アンケートにより把握しました。なお、市政アンケートについては平成25年度実施を最後に現在は実施されていないため、直近の市民の意識を確認するために、一部市民満足度調査の結果も踏まえました。

表 1 満足度評価（市政アンケート）一覧

	評価指標		基準値	実績値	目標値	達成状況
(1)	景観に「満足している/どちらかという満足している」人の割合		33.9% (H20年度)	41.6% (H25年度)	-	進捗が見られる
(2)	景観に「関心がある/ある程度関心がある」人の割合		86.4% (H18年度)	81.4% (H25年度)	H18年度値 (86.4%) を維持	未達成
(3)	緑化活動、美化活動、勉強会への参加意欲 「参加したい」人の割合		6.6% (H18年度)	6.7% (H25年度)	10%以上	未達成だが、 進捗が見られる
(4)	景観 阻 害 要 因	ゴミ・落書きを景観 阻害要因と感じる人の 割合	50.5% (H18年度)	43.7% (H22年度)	45.5%以下 (5%以上の 減少)	達成
		放置自転車を景観阻 害要因と感じる人の 割合	24.6% (H18年度)	31.4% (H22年度)	19.6%以下 (5%以上の 減少)	未達成
		乱立した広告・看板 を景観阻害要因と感 じる人の割合	18.7% (H18年度)	14.7% (H22年度)	13.7% (5%以上の 減少)	未達成だが、進 捗が見られる

3-1 景観への満足度

景観への満足度は景観計画及び茅ヶ崎市景観条例が施行した平成20年度時点では「満足している」、「どちらかという満足している」の合計は33.9%であったのに対し、平成22年度時点では34.6%、平成25年度時点では、41.6%でした。平成20年度時点と平成25年度時点と比較して、7.7%増加しています。

一方、「不満である」、「どちらかという不満である」の合計は平成20年度時点では28.1%であったのに対し、平成22年度時点では26.1%で、平成25年度時点では18.8%まで減少しています。全体的に満足と感じている人の割合が増加し、不満と感じている人の割合は減少しています。

表2 景観への満足度の進捗状況（市政アンケート）

評価指標	基準値 (H20年度)	実績値 (H25年度)	進捗状況
景観に「満足している/どちらかという満足している」人の割合	33.9%	41.6%	進捗が見られる

平成28年度現在、市政アンケートは廃止されたため、同じ指標で比較することができなくなりましたが、継続して実施されている市民満足度調査のアンケートからは、満足と感じている人の割合は全体の約3割となっています。

表3 景観への満足度の進捗状況（市民満足度調査）

評価指標	基準値 (H21年度)	実績値 (H27年度)
地域の特性を生かしたまちなみ・景観への満足度 「たいへん満足/ある程度満足」と答えた人の割合。	29.2%	28%

3-2 景観への関心

景観への関心は平成18年度の値86.4%を基準とし、そこで「関心がある」、「ある程度関心がある」とした人の割合の合計値を維持することを目標として掲げています。平成22年度の実績値は78.1%であり、目標値よりも下回っています。

平成18年度は海岸で高層マンションの建設が計画された時期であり、景観への関心が高かったと推察されます。

平成25年度は「関心がある」、「どちらかという関心がある（以前の「ある程度関心がある」と同じレベル）」とした人の割合は、81.4%であり、一方で「どちらかという関心がない」と「関心がない」は4.4%となっています。市民の景観への関心が高まった平成18年度時点に迫いつく数値とはなりませんでしたが、平成22年度は78.1%であり、そこから3.3%増加していることから、景観への関心の高さは増加傾向にあると言えます。

表4 景観への関心の達成状況（市政アンケート）

評価指標	基準値 (H18年度)	実績値 (H25年度)	目標値	達成状況
景観に「関心がある、ある程度関心がある」 人の割合	86.4%	81.4%	H18年度値 (86.4%)を維持	未達成

平成28年度現在、市政アンケートは廃止されたため、同じ指標で比較することができなくなりましたが、継続して実施されている市民満足度調査のアンケートからは、「地域の特性を生かしたまちなみ・景観」の重要度の指標があります。この数値については、全体の6割の方が景観の重要度を認識しているといえます。

表5 景観への関心の達成状況（市民満足度調査）

評価指標	基準値 (H21年度)	実績値 (H27年度)
地域の特性を生かしたまちなみ・景観への重要度 「たいへん重要/ある程度重要」と答えた人の割合	64.8%	60.6%

3-3 緑化活動、美化活動、勉強会への参加意欲

緑化活動、美化活動、勉強会への参加意欲は「参加したい」とする人の割合を10%以上とすることを目標値として掲げています。平成21年度時点では「参加したい」とする人の割合が8.0%でしたが、平成25年時点では6.7%となり、目標値には至りませんでした。

これらに対する取り組みとして、市では緑化教室を毎年1～2回、歴史的建造物への理解を深める機会として、ちがさき文化景観祭を平成20年度、平成21年度にそれぞれ1回、平成22年度には文化景観セミナーを2回実施、平成25年度の協働推進事業で景観まちづくりスクール、平成26、平成27年度についても協働推進事業で「まち歩き音声ガイド・茅ヶ崎」の貸出を実施しました。また、平成26年度、平成27年度は市民団体主催の景観まちづくりイベント「景観まちづくりウィーク・茅ヶ崎」を共催しました。

表6 緑化活動、美化活動、勉強会への参加意欲の達成状況（市政アンケート）

評価指標	基準値 (H18年度)	実績値 (H25年度)	目標値	達成状況
緑化活動、美化活動、勉強会への参加意欲 「参加したい」人の割合	6.6%	6.7%	10%以上	未達成だが、進捗が見られる

平成28年度現在、市政アンケートは廃止されたため、同じ指標で比較することができなくなりました。

4 景観ポイントの定点観測

4 景観ポイントの定点観測

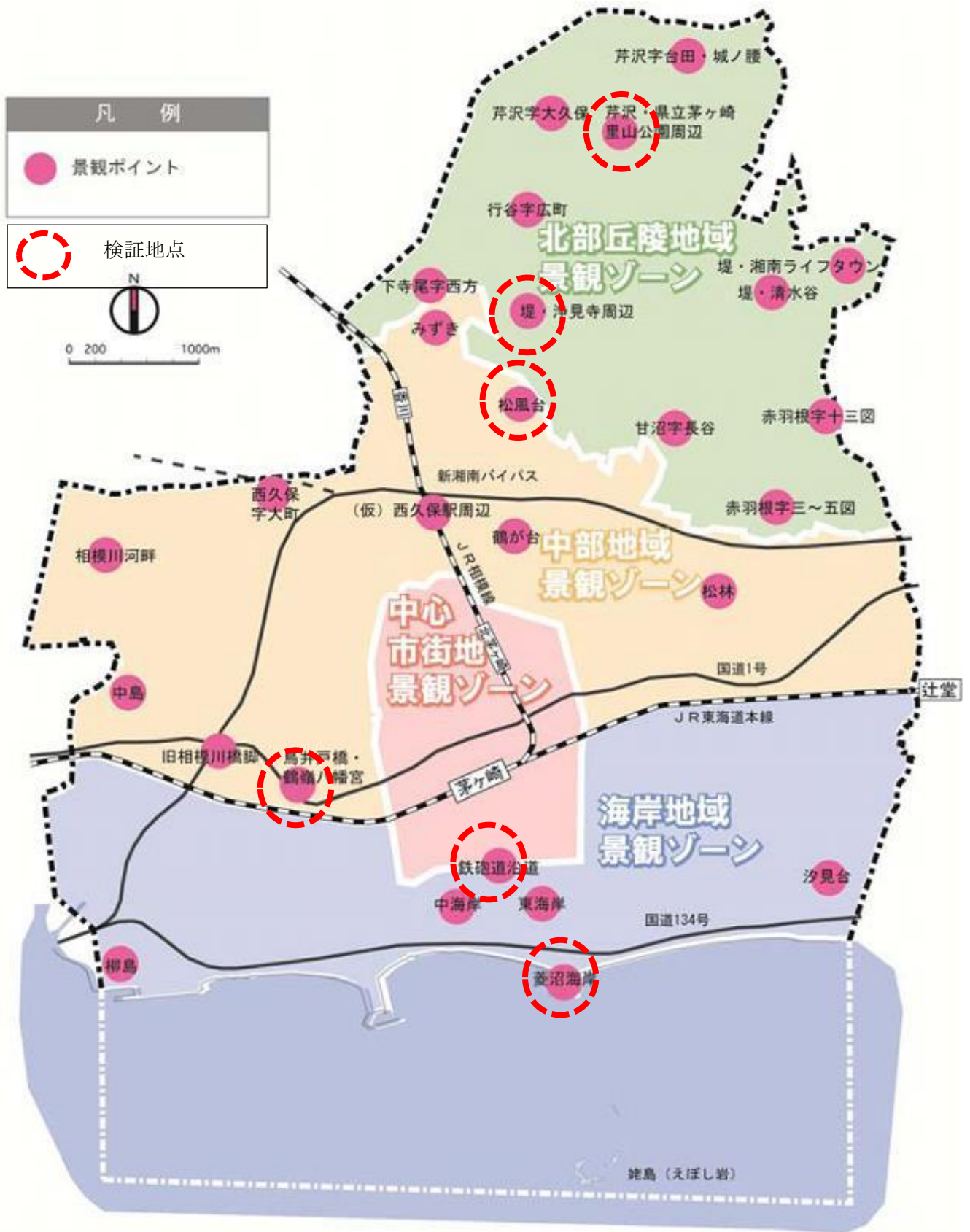
茅ヶ崎市景観計画では、景観ゾーンや景観ベルトの特質をよくあらわしている特徴的な地点27箇所を景観ポイントとして定め、景観まちづくりの評価地点として定点観測により景観の経年変化を評価することを位置付けています。景観ポイントの定点観測による評価では、それぞれの景観ポイントで行われた市民、事業者、行政による事業を整理するとともに、「芹沢・県立茅ヶ崎里山公園周辺」、「堤・浄見寺周辺」、「松風台」、「鳥井戸橋・鶴嶺八幡宮」、「鉄砲道」、「菱沼海岸」の6箇所については、公共又は民間による景観まちづくり活動が行われていることから、景観計画施行時との写真の比較を行い、検証しました。

表 1 景観ポイントごと景観形成方針と事業の一覧

	景観ポイント	景観形成方針	景観ポイントでの事業 凡例 ■ 市の事業 ● 市民、事業者の事業 ◆ その他の主体の事業 ※景観に大きな影響を与える目立った事業がない場合は「—」と表示しています。
北部丘陵地域景観ゾーン	芹沢字台田・城ノ腰	谷戸の自然全体の保全	—
	芹沢・県立茅ヶ崎里山公園周辺	みどりの自然拠点としての景観の保全と創出	◆公園内のトイレ等を建築 ◆公園内の四阿の建築 ■景観重要公共施設に指定 ■富士山の眺望をちがさき景観資源に指定
	芹沢字大久保	文教福祉施設と調和した自然景観の形成	—
	行谷字広町	田園と水辺を活かしたみどりの景観の形成	●耕作放棄地となっていた水田の一部で農地造成
	下寺尾字西方	歴史的な景観要素を活かしたみどりの景観の形成	—
	堤・浄見寺周辺	田園緑地を活かしたみどりの景観の形成	■（仮称）茅ヶ崎博物館及び周辺を含めたまちづくりについて事業の進め方について調整 ■民俗資料館（和田家及び三橋家）を景観重要建造物に指定を行う。
	堤・清水谷	市民の森を活かしたみどりの景観の形成	■特別緑地保全地区に指定
	堤・湘南ライフタウン	成熟した住宅地の景観の形成	—
	赤羽根字十三図	多様なみどりの自然景観の形成	■特別緑地保全地区に指定
	甘沼字長谷	みどりの自然拠点としての景観の形成	●開発行為に伴い既存の緑の保全及び移植に向けた協議
	赤羽根字三～五図	斜面緑地を活かしたみどりの景観の形成	—
中部地域景観ゾーン	みずき	水辺や緑道を活かした明るい住宅地景観の形成	■地区計画の届出を受け、審査を継続して実施
	松風台	丘陵地のみどりと調和した住宅地景観の質の維持	●住民協定の運用、 ■アドバイザーの派遣
	（仮）西久保駅周辺	みどり豊かで落ちつきある駅前景観の形成	—
	西久保字大町	水辺を中心としたみどりに囲まれた景観の形成	—
	鶴が台	成熟したみどりとともにある住宅地景観の形成	—
	松林	市街地と一体となった田園景観の形成	●共同住宅の建築 ■菱沼八王子神社のタブノキを景観重要樹木に指定

	景観ポイント	景観形成方針	景観ポイントでの事業 凡例 ■ 市の事業 ● 市民、事業者の事業 ◆ その他の主体の事業 ※景観に大きな影響を与える目立った事業がない場合は「—」と表示しています。
海岸地域景観ゾーン	旧相模川橋脚	水辺の環境を活かした歴史文化ポイントの景観の形成	■ 旧相模川橋脚のソメイヨシノをちがさき景観資源に指定
	鳥井戸橋・鶴嶺八幡宮	茅ヶ崎の歴史文化を活かした景観の再生	■ 鶴嶺八幡のイチョウを景観重要樹木に指定 ■ 鶴嶺八幡宮の松並木、関東の富士見百景をちがさき景観資源に指定 ■ 鶴嶺八幡宮参道（市道 5634 号線）の整備にあたり景観協議 ■ 鶴嶺八幡宮参道（市道 5634 号線）を景観重要公共施設に指定 ■ 屋外広告物の是正
	相模川河畔	みどり豊かな水辺景観の形成	◆ 築堤工事に伴い河畔林の一部を移植
	中島	農地の保全と眺望に配慮した景観の形成	—
	中海岸	公園と一体となったレクリエーション・防災に役立つみどりの景観の形成	■ 体験学習施設整備開始
	東海岸	既存のみどりや建物を活かした旧別荘地らしい住宅地の景観の形成	—
	鉄砲道沿道	散策やサイクリングが楽しくできるおしゃれな沿道の景観の形成	■ 鉄砲道の沿道景観形成事業（街路樹等リニューアル） ■ 電線類地中化（浜見平、柳島スポーツ公園）
	汐見台	公園と一体となったみどりの景観の形成	—
	柳島	環境緑地の創出によるみどりの景観の形成	◆ 湘南海岸の養浜に利用する土砂の保管事業の実施 ◆ 保安林指定を一部解除し、相模川流域下水道左岸処理場内の交差点整備工事を実施 ■ 柳島キャンプ場が県営から市営になり、柳島キャンプ場再整備に向けた基本的な考え方の整理に景観まちづくりアドバイザーを活用 ■ 柳島キャンプ場の宿泊棟の建築。
	菱沼海岸	自然環境再生・景観の修復	■ 富士山の眺望を茅ヶ崎景観資源に指定

図1 景観ポイントの位置



1) 芹沢・県立茅ヶ崎里山公園周辺

	H 2 0	H 2 2	H 2 8
基準となる地点			
事業が行われた箇所	—		
事業の概要	- 基準となる地点での比較では、大きな変化は見られないが、公園管理者によるトイレ、四阿^{あずまや}の整備が行われた。 - トイレ、四阿^{あずまや}の整備に際しては事前協議を行い、色彩は当該景観ゾーンの推薦色の範囲内とするなど、景観の側面からの配慮を伝え、計画に反映された。 - 畑の村エリアにて、里山公園北側に里の家の建築が行われ、その際、事前協議により、色彩は当該景観ゾーンの推薦色の範囲内の色彩となった。 - 富士見の丘からの富士山の眺望を、ちがさき景観資源に指定し、関東の富士見百景プレートの案内板を設置した。 - 景観重要公共施設に指定し、整備に関する事項及び占用許可基準を定め、工作物の色彩基準を設定した。		

2) 堤・浄見寺周辺

	H 2 0	H 2 2	H 2 8
基準となる地点			
事業が行われた箇所	—	—	—
事業の概要	・基準となる地点での比較では、大きな変化は見られないが、今後このあたり一帯に、(仮称)歴史文化交流館が整備される。今後この周辺のまちづくりの進め方について調整を行う。 ・民俗資料館（旧和田家及び旧三橋家）について、景観重要建造物に指定する。		

3)松風台

	H 2 0	H 2 2	H 2 8
基準となる地点			
事業が行われた箇所	—	—	—
事業の概要	松風台自治会まちづくり運営委員会による松風台住民協定の運用により、良好な住環境が維持できている。		

4) 鳥井戸橋・鶴嶺八幡宮

	H 2 0	H 2 2	H 2 8
基準となる地点			
事業が行われた箇所	—		
事業の概要	- 基準となる地点の比較では確認できないが、鶴嶺八幡宮参道の整備事業を北から順に実施した。鶴嶺八幡宮参道の整備事業に際しては、道路管理者からの協議を受け、歩道のインターロッキング、車道の舗装、街路灯、車止めの色彩、交通標識の支柱の色彩に配慮した。 - 鶴嶺八幡宮のイチョウを景観重要樹木に指定 - 景観ポイント内の屋外広告物（野立て看板）については、屋外広告物条例施行に伴い、平成33年3月までに高さが5m以下に収まる。 - 鶴嶺八幡宮参道の松並木をちがさき景観資源に指定 - 鶴嶺参道（市道5634号線）を景観重要公共施設に指定し、整備に関する事項及び占用許可基準を定め、工作物の色彩基準を設定した。 - 鳥井戸橋からの富士山の眺望をちがさき景観資源に指定し、関東の富士見百景プレート案内板を設置した。		

5)鉄砲道沿道

	H 2 0	H 2 2	H 2 8
基準となる地点			
事業が行われた箇所	—	—	
事業の概要	防災機能向上及び沿道の景観形成のため、街路樹のリニューアル工事を実施。 (植栽帯の幅を見直し、歩行空間を約1.5mから約2mに広げた。害虫のつくツバキから防災性が高く維持管理しやすい樹木や四季を感じる樹木に植え替え)		

6) 菱沼海岸

	H 2 0	H 2 2	H 2 8
基準となる地点			
活動が行われた箇所	—		
活動の概要	関東の富士見百景ヘッドランドとその周辺がちがさき景観資源に指定。富士見百景プレートを設置した。		

5 実施事業に対する景観まちづくり審議会による答申

5 実施事業に対する景観まちづくり審議会による答申

市による実施事業の進捗確認を受け、本審議会が茅ヶ崎市景観計画の取組を第三者機関として検証します。検証は景観計画P 8-9、10のスケジュールメニューにある実施事業を対象にしました。

検証は、市より諮問された茅ヶ崎市景観計画期末報告書を踏まえ、審議会として内容の検証を行い答申しました。47ページ～53ページで答申書に示された審議会としての検証結果を示しています。

表 1 景観まちづくり審議会による検証と市による評価結果一覧

景観まちづくり審議会による検証				(参考) 市による実施状況の確認		
施策		検証結果	該当ページ	事業	達成度	該当ページ
地区等の指定	特別景観まちづくり地区	B	47	茅ヶ崎駅北口周辺地区、茅ヶ崎駅南口周辺地区、浜見平地区、茅ヶ崎海岸・漁港周辺地区、辻堂駅西口周辺地区、香川駅周辺地区	B	16
	景観重要公共施設	B	48	道路、公園、河川、茅ヶ崎海岸、茅ヶ崎漁港	B	17
	景観重要建造物	B	49	景観重要建造物	B	18
	景観重要樹木	A	50	景観重要樹木	A	19
景観計画運用事業		B	51	景観模擬実験	A	20
				景観チェックシート	A	21
				景観まちづくりアドバイザー	A	22
				ちがさき景観資源	A	23
				表彰、支援	B	24
				地区指定標示板設置	C	25
				公共サインガイドライン	A	26
推進体制		B	52	景観まちづくり協議会、景観整備機構(仮称)まちづくりセンター	C	27
条例整備		A	53	茅ヶ崎市景観条例	A	28
				茅ヶ崎市屋外広告物条例	A	29

1) 特別景観まちづくり地区

景観まちづくり審議会による検証			
施策名	特別景観まちづくり地区	事業名	茅ヶ崎駅北口周辺地区、茅ヶ崎駅南口周辺地区、浜見平地区、茅ヶ崎海岸・漁港周辺地区、辻堂駅西口周辺地区、香川駅周辺地区
審議会からの意見	[事業の実施に関する意見] 当初計画の目標である景観拠点6地区のうち、4地区の指定が行われていることは評価するが、残り2地区（茅ヶ崎駅南口周辺地区、香川駅周辺地区の地区指定）の特別景観まちづくり地区が未指定であることから、早期の指定が望まれる。 [今後の展開に関する意見] 建築行為等の届出ガイドブックやウェブなどのツールを用い、規制ルールだけでなく、これまでの実績やその地区をどのような街なみに誘導したいかを、可能な範囲で見える化する方法の検討がなされるとより市民の方や事業者の理解が深まるのではないかと。 新たな候補地の追加を含め、特別景観まちづくり地区の指定の拡大が望まれ、それぞれの特色を活かした個性ある誘導内容を期待する。指定候補であり開発が進行している茅ヶ崎駅南口周辺地区については、駅南口という大枠ではなく、駅前のロータリー周辺、愛称道路ごとなど、特色に合わせてそれぞれに景観形成基準をもたせたい。エリアを具体化して指定することで、市民に分かりやすくアピールして意識の共有化を図りたい。 また、特徴的な景観が残る香川駅周辺については、香川駅のロータリー周辺だけでなく、下寺尾官衙遺跡群や（仮称）歴史文化交流館の整備予定地なども加えた指定を検討してほしい。 地区指定にあたっては、指定して終わりではなく、指定後の使われ方が大切である。		
達成度	A 達成できた B 一部達成できた C 達成できなかった		

(参考) 市による実施状況の確認			
施策名	事業名	達成度	該当ページ
特別景観まちづくり地区	茅ヶ崎駅北口周辺地区、茅ヶ崎駅南口周辺地区、浜見平地区、茅ヶ崎海岸・漁港周辺地区、辻堂駅西口周辺地区、香川駅周辺地区	A 達成できた B 一部達成できた C 達成できなかった	16

2) 景観重要公共施設

景観まちづくり審議会による検証			
施策名	景観重要公共施設	事業名	道路、公園、河川、茅ヶ崎海岸、茅ヶ崎漁港
審議会からの意見	[事業の実施に関する意見] 本事業では、「活動目標」で掲げた指定候補のうち、大部分の道路、公園、茅ヶ崎海岸、茅ヶ崎漁港などを景観重要公共施設に指定し、良好な景観の形成を図っており、その点について評価する。現時点では、活動目標に掲げた指定候補のうち一部の道路や河川について未だ指定されていないことから、一部について達成できたと考える。 [今後の展開に関する意見] 指定候補のうち、未だ指定されていない公共施設に関しては引き続き協議等を行い、指定を目指して事業を推進することが求められる。現在未指定の候補については、課題の整理を行い、次期景観計画においては指定の可能性を踏まえた候補の検討をしてほしい。例えば、河川については、橋、護岸などに分けるなどして実現可能な部分を指定していくやり方も検討したい。 実施事業評価の「事業遂行上の課題」で挙げているとおり、特別景観まちづくり地区以外にも景観上重要な施設があるため、改正と併せて新規指定候補地を整理することも必要である。市民が良いと思う景観で実効性のあるものを指定候補にして進めてほしい。 また、当該地への景観施策について、他の関連事業との整合性を含めて十分に整理することも重要であると考えます。 指定にあたっては、指定して終わりではなく、指定後の使われ方が大切である。		
達成度	A 達成できた B 一部達成できた C 達成できなかった		

(参考) 市による実施状況の確認			
施策名	事業名	達成度	該当ページ
景観重要公共施設	道路、公園、河川 茅ヶ崎海岸、茅ヶ崎漁港	A 達成できた B 一部達成できた C 達成できなかった	17

3) 景観重要建造物

景観まちづくり審議会による検証			
施策名	景観重要建造物	事業名	景観重要建造物
審議会からの意見	[事業の実施に関する意見] 景観祭や景観セミナーを実施して周知・啓発を図った上で景観重要建造物の指定に至るという一連の進行手順は評価される。 一方、景観セミナーなどでは出席者が限られてしまうことから、多くの市民の関心・理解を得ることは困難な状況であると見られる。したがって今後、景観に関心を寄せる市民がひとりでも多くなることを事業課題のひとつに挙げておきたいと考える。 [今後の展開に関する意見] 今後については、南湖院第一病舎の指定とともに、指定された対象建造物の維持・管理を図るための計画立案が必須と考える。ここには、物理的な維持・管理に加えて指定建造物を中心とした景観に対する市民の関心と理解を得ることを含んでいる。 そのために景観を大切にすることの意義やメリットについて市民に伝えること、あるいは学校教育を通じて次世代に景観の大切さを伝える、いわば「景観教育」を今後の展開課題としてはどうか。 現在、歴史文化交流館の計画があるが、この立地は歴史文化に加えて景観としても重要な地区であり、景観への関心・理解を深めるため、また次世代への景観教育の場としても活用することを提言する。 今後は、単に指定実績を増やすのではなく、修繕など維持管理や活用を検証し、それに係る費用の算出を指定前に行うことが重要と考える。		
達成度	A 達成できた B 一部達成できた C 達成できなかった		

(参考) 市による実施状況の確認			
施策名	事業名	達成度	該当ページ
景観重要建造物	景観重要建造物	A 達成できた B 一部達成できた C 達成できなかった	18

4) 景観重要樹木

景観まちづくり審議会による検証			
施策名	景観重要樹木	事業名	景観重要樹木
審議会からの意見	[事業の実施に関する意見] 活動目標である景観重要樹木の指定については達成できている。また、公募により候補樹木を抽出し、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業検討委員会に評価を依頼したことなど、その選出方法も評価する。 [今後の展開に関する意見] 指定を得たことは良いが、景観重要建築物や景観重要樹木が、広く市民に知られている状況ではなく、今後は景観重要建築物やちがさき景観資源と併せて、茅ヶ崎の景観をアピールすることを検討すべきと考える。 今後の茅ヶ崎市の世帯構成推計などから考えて、特に20～40代のファミリー層とその子供たちへのアピール、そして周辺市町の同世代からも注目され、茅ヶ崎に住んでみたいと感じてもらえるような取り組みが重要と思われる。 よって、例えば関連事業のパンフレットへの採用、記念撮影ポイントとして設定、Instagramのような写真SNS等のこれまでに取り組んでいない媒体を視野に入れることなど、周知手法の工夫が必要である。 ちがさき景観資源事業も含め、候補の抽出については、市民による発掘・推薦に限定せず、市による推薦、まちちから協議会による推薦なども検討すべきと考える。		
	達成度 A 達成できた B 一部達成できた C 達成できなかった		

(参考) 市による実施状況の確認			
施策名	事業名	達成度	該当ページ
景観重要樹木	景観重要樹木	A 達成できた B 一部達成できた C 達成できなかった	19

5) 景観計画運用事業

景観まちづくり審議会による検証			
施策名	景観計画運用事業	事業名	景観模擬実験 景観チェックシート 景観まちづくりアドバイザー ちがさき景観資源 表彰、支援 地区指定標示板設置 茅ヶ崎市公共サインガイドライン
審議会からの意見	[事業の実施に関する意見] 計画に対し、実情に合わせた確に運用実施を行っている。 [今後の展開に関する意見] 先回の10年間の取組を基盤にしつつ、より「茅ヶ崎らしさ」を体現・体感できる景観計画と運用プランに昇華していくことが大切であるとする。 地区指定標示板について、北口特別景観まちづくり地区以降、本事業は廃止されたが、地区のPR戦略の一環として、現地での表示は効果があるものとする。例えば、公共サインの整備の際に表示するなど表示手法を検討してほしい。		
達成度	A 達成できた B 一部達成できた C 達成できなかった		

(参考) 市による実施状況の確認					
施策名	事業名	達成度			該当 ページ
景観計画運 用事業	景観模擬実験	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	20
	景観チェックシート	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	21
	景観まちづくりアドバイザー	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	22
	ちがさき景観資源	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	23
	表彰、支援	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	24
	地区指定標示板設置	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	25
	茅ヶ崎市公共サインガイドライン	A 達成できた	B 一部達成できた	C 達成できなかった	26

6) 推進体制

景観まちづくり審議会による検証			
施策名	推進体制	事業名	景観まちづくり協議会、景観整備機構 (仮称) まちづくりセンター
審議会からの意見	[事業の実施に関する意見] 今回の計画期間中の設立には至らなかったが、関連する研修会等への参加や実証実験（H26・H27）、景観以外の施策との関連性の把握・調整等を進めていた。まちづくりセンターの個々の機能（普及・啓発、相談・活動支援、調査・研究、協力者の獲得、団体連携の加速等）について、茅ヶ崎市の性質と時勢にあった検討をする判断材料を十分に集められたものと判断した。 [今後の展開に関する意見] 先述のまちづくりセンターの機能を全て同時に満たすとする予算化や人員確保、運営計画等、多大な調整を要する。 そこで、今後については、(仮称) まちづくりセンターの設立ではなく、そこに求められる機能を満たすためにまちから協議会や各拠点で活動する各民間団体との連携体制の構築を活動目標に定め、予算化して調査を進めてほしい。併せて、市民活動団体が自主的に活動するための仕組みも検討を進めていくべきと考える。 推進体制の発展には、意識を持ってまちの課題に向き合う個人や団体、専門家等の活動の幅を拡げることが有効であり、活動の停滞や孤立を予防し、更なる活動を生み出すための発展プログラムの必要性がある。		
達成度	A 達成できた B 一部達成できた C 達成できなかった		

(参考) 市による実施状況の確認			
施策名	事業名	達成度	該当ページ
推進体制	景観まちづくり協議会 景観整備機構 (仮称) まちづくりセンター	A 達成できた B 一部達成できた C 達成できなかった	27

7) 条例整備

景観まちづくり審議会による検証			
施策名	条例整備	事業名	茅ヶ崎市景観条例 (仮称) 茅ヶ崎市屋外広告物条例
審議会からの意見	[事業の実施に関する意見] 茅ヶ崎市景観条例について、辻堂駅西口特別景観まちづくり地区の指定により、大規模な事業に対応して条例の改正を行うなどしており、確実な実施がなされている点から評価できる。 茅ヶ崎市屋外広告物条例について、違反屋外広告物の除却について毎年確実に実績をあげており、大きな成果があると思われる。また、既存不適格物件についてもすでに 1/4 が是正を完了しており、残りの 3/4 は是正工程表を受けており、確実な実施が期待できるものとして評価できる。 [今後の展開に関する意見] 茅ヶ崎市景観条例について、現在の条例では大規模な事業による地区指定を追加するたびに条例改正を行う必要があるが、迅速な対応を行えるように運用面での工夫を期待する。 茅ヶ崎市屋外広告物条例について、テナントの入替えが予想される商業施設においては、管理者に対する定期的な周知方法を模索して、ウィンドウ広告を含めて大きさや色彩への配慮を徹底してほしい。 眺望ポイントにおける屋外広告物は、定点観測や市民意識アンケートを実施して、景観阻害の要因を作らないようにすることが望まれる。 条例の完全施行に向けて、平成 33 年 3 月までの工程表どおりに既存不適格物件の是正が確実に実施されるように、施設管理者へ適宜助言を行ってほしい。		
	達成度 A 達成できた B 一部達成できた C 達成できなかった		

(参考) 市による実施状況の確認			
施策名	事業名	達成度	該当ページ
条例整備	茅ヶ崎市景観条例	A 達成できた B 一部達成できた C 達成できなかった	28
	(仮称) 茅ヶ崎市屋外広告物条例	A 達成できた B 一部達成できた C 達成できなかった	29

茅ヶ崎市景観計画期末報告書

平成29年（2017年）7月発行

発行 茅ヶ崎市

編集 都市部景観みどり課

〒253-8686 神奈川茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111

FAX 0467-57-8377

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト
QRコード

